特記仕様書

一般工事

1　当該工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。

2　当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
（1）一般土木工事
「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」

3　「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
（1）機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
（2）特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
（3）上記（1）（2）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等がこれにより難い場合には、必要に応じて設計変更する。

3　「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。

4　当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
（1）一般土木工事
「土木工事数量算出要領」
（2）漁港工事
「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
（3）下水道工事
「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

5 概数について
概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。